

●通所型サービス●

基準		現行の介護予防通所介護相当	多様なサービス	
サービス種別		通所介護	緩和した基準のサービス	短期集中予防サービス
サービス名		介護予防通所型サービス	健康維持通所型サービス	短期集中運動器向上通所型サービス
①	サービス内容	現行の介護予防通所介護と同様	閉じこもり防止や社会参加を目的として、現行の介護予防通所介護の範囲から身体介護を除いた同等のサービス ※入浴サービスは想定していません	運動機能の向上を目的として3ヶ月の継続訓練(1クール12回) ※運動機能向上トレーニングを自宅等で継続できるようにプログラム化する。 ※サービスの利用は、年度に1回とする。
②	対象者	・要支援者(認定有効期間開始日がH29.4.1以降の方) ・事業対象者	・要支援者(認定有効期間開始日がH29.4.1以降の方) ・事業対象者	・要支援者(認定有効期間開始日がH29.4.1以降の方) ・事業対象者 ※要支援者及び事業対象者のうち、身体機能の低下が見られるが期間を区切った短期集中的な支援により改善が見込まれるもの
③	サービス提供の考え方	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの。	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者等に対し、自立支援に資する通所サービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの。	要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的とする。また、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じたサービスを提供するとともに、セルフケアに向けた動機付け及び学習を行うことにより、利用者が地域活動の中で継続的な機能維持を推進していくことを目指すもの。 ※短期集中運動器向上通所型サービス利用後は、一般介護予防事業やサロン等への移行を想定
④	事業の実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定
⑤	ケアマネジメント	原則的な介護予防ケアマネジメント	原則的な介護予防ケアマネジメント	原則的な介護予防ケアマネジメント
⑥	市町村の負担方法	月額包括報酬(サービス費の8~9割)	月額包括報酬(サービス費の8~9割)	1回あたりの報酬(サービスの8~9割)
⑦	基準	介護予防通所介護に同じ ※指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、各事業の基準を満たすことにより、下記基準を満たしているものとみなすことができる。	介護予防通所介護の基準をもとに市町村が規定 ※指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、各事業の基準を満たすことにより、下記基準を満たしているものとみなすことができる。	地域の実情に合わせて市町村が規定
(1)	人員	・管理者 常勤専従1以上 ※支障がなければ兼務可 ・生活相談員 専従1以上(提供時間内に1以上) ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 利用者の数が ・15人まで 専従1以上 ・15人を超える 15人を超えた数を5で除して1を加えた数以上 ・機能訓練指導員 1以上 ※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	・管理者 常勤1以上 ※支障がなければ兼務可 ・従業者 利用者の数が ・15人まで 専従1以上 ・15人を超える 必要と認められる数	・管理者 1以上 ※支障がなければ兼務可 ・従業者 利用者の数が ・10人まで 1以上 ・10人を超える 必要と認められる数 (資格要件:医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士、経験のある介護職員等)
(2)	設備	・食堂及び機能訓練室 3㎡×利用定員以上の面積 ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上の面積) ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上の面積) ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
⑧	個別サービス計画	介護予防通所型サービス計画の作成	健康維持通所型サービス計画の作成	短期集中運動器向上通所型サービス個別計画の作成
⑨	単価等	1単位の単価 10.14円	1単位の単価 10円	1単位の単価 10円
(1)	基本報酬(1月につき)	・要支援1 1,647単位 ・要支援2 3,377単位	・半日(3時間以上・週に1回程度・送迎あり) 1,250単位 (3時間以上・週に1回程度・送迎なし) 1,090単位 ・全日(5時間以上・週に1回程度・送迎あり) 1,350単位 (5時間以上・週に1回程度・送迎あり) 1,190単位 ※基本は送迎を行うものとするが、利用者の心身の状況等により送迎を行わないことが想定される	・1回当たり(2時間程度・3ヶ月で12回以内) 250単位

●通所型サービス●

基準		現行の介護予防通所介護相当	多様なサービス	
サービス種別		通所介護	緩和した基準のサービス	短期集中予防サービス
サービス名		介護予防通所型サービス	健康維持通所型サービス	短期集中運動器向上通所型サービス
(2) 加算等		【加算】 ・生活機能向上グループ活動加算 100単位 ・運動器機能向上加算 225単位 ・栄養改善加算 150単位 ・口腔機能向上加算 150単位 ・選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位 (Ⅱ) 700単位 ・事業所評価加算 120単位 ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)要支援1・事業対象者 72単位 要支援2 144単位 (Ⅱ)要支援1・事業対象者 48単位 要支援2 96単位 (Ⅲ)要支援1・事業対象者 24単位 要支援2 48単位 ・介護職員処遇改善加算	【加算】 ・生活機能向上グループ活動加算 100単位 ・運動器機能向上加算 225単位 ・口腔機能向上加算 150単位 ・看護職員配置加算 120単位	【加算】 ・送迎(片道につき) 20単位
⑩ 利用者負担額(利用料)		1割負担(一定以上の所得は2割負担)	1割負担(一定以上の所得は2割負担)	1割負担(一定以上の所得は2割負担)
⑪ 限度額管理の有無		有	有	有